

和泊町告示第 101 号

和泊町アグトラスト基金活用事業実施要綱を次のように定める。

令和5年10月2日

和泊町長 前 登志朗

和泊町アグトラスト基金活用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集落及び団体（以下「団体等」という。）が、持続的に行うボランティア活動等を通じ、地域の活性化を目指し自主的かつ将来を見据え自立的に活動することを支援し、その経費に対し補助金を交付することについて和泊町補助金等交付規則（平成22年和泊町規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は次の各号のいずれかに該当する事業等で、既存の活動・事業ではなく本補助金を活用し、新たな取組と認められる事業とする。

- (1) 地域の活性化につながる様々なボランティア活動
- (2) 地域の伝統芸能・文化の保存及び伝承活動
- (3) 地域の自然環境の保全や地域の美化・緑化活動
- (4) その他、集落・地域課題解決に向けた取組等

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号の全てに該当する団体等とする。

- (1) 責任者が明確であり、代表者の住所及び団体等の事務所の所在地が和泊町内であること。
- (2) 補助金交付事業について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有する団体等であること。
- (3) 同一の補助対象事業について、別の補助金を併せて受けない団体等であること。
- (4) 本町の指示に柔軟に対応できる団体等であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない団体等であること。

ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体等

イ 特定の公職者（候補者を含む）若しくは政党を推薦、支持又は反対す

ることを目的とする団体等

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体等

エ 営利を目的とする団体

（補助対象期間）

第4条 補助の対象となる期間は、交付決定の日から翌年2月末日までとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、予算の範囲内において交付するものとし、次のとおりとする。

対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
継続したボランティア活動	事業に直接かかる経費 ※ 事業のみに使用されているものと明確に区別できない経費は対象外とし、原則、著名人（芸能人・スポーツ選手等）の招へいに関する旅費、視察研修及び大型機械・車両等の購入費は対象外とする。ただし、活動をより効果的に行う機器のリース等は対象とし、備品購入等については、原則、一品5万円未満とする。	補助対象経費の全額 ただし、個人・法人等の資産形成に資する経費は対象外とする。	1事業につき 500千円
伝統芸能・文化の保存及び伝承活動			
自然環境の保全や地域の美化・緑化活動			
上記以外の事業	事業に直接かかる経費 ※事業のみに使用されているものと明確に区別できない経費は対象外とする。		

（補助団体の応募について）

第6条 本事業の活用を応募する団体等の代表者（以下「応募申請者」とする。）は、和泊町アグトラスト基金活用事業応募申請書（第1号様式）に次に掲げる必要書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）

(3) 事業の実施体制（別紙３）

(4) 応募団体等の概要（別紙４）

２ 応募申請書の提出期限は、町長が別に定める日とする。

（事業計画の承認）

第７条 町長は、前条による申請内容を審査するため、和泊町アグトラスト基金活用事業選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会は申請内容を和泊町アグトラスト基金活用事業選定委員会審査要領に基づき審査をする。

２ 応募申請者は、前項による審査に対し、町長から事業に対する説明を求められた場合は、委員会が行う審査会において事業の説明を行わなければならない。

３ 町長は、委員会の審査結果に基づき、和泊町アグトラスト基金活用事業審査結果通知書（第２号様式）により応募申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第８条 前条第３項により、事業計画の承認を受け、補助金の交付を受けようとする団体等の代表者（以下「補助申請者」とする。）は、和泊町アグトラスト基金活用事業補助金交付申請書（第３号様式）に次に掲げる必要書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（別紙１）

(2) 収支予算書（別紙２）

(3) 事業の実施体制（別紙３）

(4) 応募団体等の概要（別紙４）

(5) その他町長が必要と認める書類

２ 補助金交付申請書の提出期限は、町長が別に定める日とする。

（補助団体の決定について）

第９条 町長は、前条第１項により、提出された補助金交付申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、和泊町アグトラスト基金活用事業交付決定通知書（第４号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条 前条の交付決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、和泊町アグトラスト基金活用事業実績報告書（第５号様式）に次に掲げる必要書類を添えて提出するものとする。

(1) 事業活動実績書（別紙５）

(2) 収支決算書（別紙６）

- (3) 対象経費の支出を証する帳票等（領収書等）の写し
 - (4) 事業に関連する写真並びに事業で作成した報告書、資料及びチラシ等
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （補助金額の確定）

第 11 条 町長は、規則第 15 条の規定により補助金の額を確定したときは、和泊町アグトラスト基金活用事業補助金交付確定通知書（第 6 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、和泊町アグトラスト基金活用事業補助金交付請求書（第 7 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、第 9 条による交付決定後、補助金の交付決定額の範囲内において、概算払により交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、和泊町アグトラスト基金活用事業補助金等概算払請求書（第 8 号様式）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第 13 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の決定を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき
- (2) その他この要綱に違反する行為があったとき

（補助金の返納）

第 14 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の返納を求めることがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受領したとき
- (2) 第 3 条による補助対象者の条件を満たすことができなくなったとき

（運営状況報告書の提出）

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 3 年間和泊町アグトラスト基金活用事業運営状況報告書（第 9 号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理しかつ、これらの書類を補助事業が終了した日の属する年度の翌

年度から起算して5年間保存しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和5年10月2日から施行する。